



介護保険制度 を考える26

鈴木 侑子



平成18（2006）年4月から、財源の持続可能な制度をめざした新介護保険制度が実施され、制度は大きく変化しました。利用者にとってはサービスの制限が拡大して、使い勝手が悪く、在宅での生活が続けられるかの不安や不満の声が多く聞かれます。

そこであらためて平成12（2000）年4月介護保険制度発足時からの訪問介護（ヘルパーさんの仕事）が保険給付の上でどのように変化したかについて、比較表を作ってみました。

2000年4月
1.身体介護（①身体介護・②身体家事）と2．家事援助と3．複合型（①複合型介護・②複合型家事）の3種類の6区分になっています。
2003年4月
1．身体介護のなかに①身体と②生活を組み合わせたものと、2．生活援助の2種類3区分になりました。
2006年4月
1．身体介護に生活を組み合わせた基本形に集約され、2．生活援助は例外的に30分以上1時間未満と1時間以上のみになりました。

訪問介護の 給付の変化

（1単位は10円－地域差あり）

	サービス内容	算定項目			サービス内容	算定項目			サービス内容	算定項目			備考
		合成単位				合成単位				合成単位			
2000年4月	身体介護 1	30分未満	210	210	—				—				身体介護：身体介護が中心 家事援助：家事援助が中心 複合型介護：身体介護及び家事援助が同程度 n：1時間から30分増すごとのきざみ数
	身体介護 2	30分以上1時間未満	402	402	家事援助 2	30分以上1時間未満	153	153	複合型介護 2	30分以上1時間未満	278	278	
	身体介護 3	1時間以上1時間半未満	584	584	家事援助 3	1時間以上1時間半未満	222	222	複合型介護 3	1時間以上1時間半未満	403	403	
	身体介護 4	1時間半以上2時間未満	584+1×219	803	家事援助 4	1時間半以上2時間未満	222+1×83	305	複合型介護 4	1時間半以上2時間未満	403+1×151	554	
	身体家事 4	(1時間半以降家事援助が中心であるとき)	584+1×83	667	家事援助 5	2時間以上2時間半未満	222+2×83	388	複合型家事 4	(1時間半以降家事援助が中心であるとき)	403+1×83	486	
	身体介護 5	2時間以上2時間半未満	584+2×219	1022	家事援助 6	2時間半以上3時間未満	222+3×83	471	複合型介護 5	2時間以上2時間半未満	403+2×151	705	
	身体家事 5	(1時間半以降家事援助が中心であるとき)	584+2×83	750	家事援助 7	3時間以上3時間半未満	222+4×83	554	複合型家事 5	(1時間半以降家事援助が中心であるとき)	403+2×83	569	
	⋮	⋮	⋮	⋮	家事援助 8	3時間半以上4時間未満	222+5×83	637	〈省 略〉	⋮	⋮	⋮	
	身体介護 8	3時間半以上4時間未満	584+5×219	1679	家事援助 9	4時間以上	222+n×83		複合型介護 8	3時間半以上4時間未満	403+5×151	1158	
	身体家事 8	(1時間半以降家事援助が中心であるとき)	584+5×83	999					複合型家事 8	(1時間半以降家事援助が中心であるとき)	403+5×83	818	
2003年4月	身体介護 1	30分未満の身体介護	231	231	身体介護 2	～身体2生活1…身体2生活7	402	～402+83…402+b×83	生活援助 2	30分以上1時間未満の生活援助	208	208	m：身体介護1時間以上1時間半未満から30分を増すごとのきざみ数 n：身体介護4時間以上に引き続き30分増すごとのきざみ数 i：1時間以上1時間半未満から30分増すごとのきざみ数
	身体1生活1	30分以上1時間未満のうち初めの30分未満が身体介護	231+1×83	314	身体介護 3	～身体3生活1…身体3生活6	584	～584+83…584+c×83	生活援助 3	1時間以上1時間半未満の生活援助	291	291	
	身体1生活2	1時間以上1時間半未満のうち初めの30分未満が身体介護	231+2×83	397	身体介護 4	～身体4生活1…身体4生活5	667	～667+83…667+d×83	生活援助 4	1時間半以上2時間未満の生活援助	291+83	374	
	身体1生活3	1時間半以上2時間未満のうち初めの30分未満が身体介護	231+3×83	480	身体介護 5	～身体5生活1…身体5生活4	750	～750+83…750+e×83	生活援助 5	2時間以上2時間半未満の生活援助	291+2×83	457	
	身体1生活4	2時間以上2時間半未満のうち初めの30分未満が身体介護	231+4×83	563	身体介護 6	～身体6生活1…身体6生活3	833	～833+83…833+f×83	生活援助 6	2時間半以上3時間未満の生活援助	291+3×83	540	
	身体1生活5	2時間半以上3時間未満のうち初めの30分未満が身体介護	231+5×83	646	身体介護 7	～身体7生活1…身体7生活2	916	～916+83…916+g×83	生活援助 7	3時間以上3時間半未満の生活援助	291+4×83	623	
	身体1生活6	3時間以上3時間半未満のうち初めの30分未満が身体介護	231+6×83	729	身体介護 8	3時間半以上4時間未満の身体介護	999	999	生活援助 8	3時間半以上4時間未満の生活援助	291+5×83	706	
	身体1生活7	3時間半以上4時間未満のうち初めの30分未満が身体介護	231+7×83	812	身体8生活1	4時間以上の訪問介護のうち初めの4時間未満が身体介護	999+n×83		生活援助 9	4時間以上の生活援助	291+i×83		
	身体1生活8	4時間以上のうち初めの30分未満が身体介護	231+a×83		身体介護 9	4時間以上の身体介護	584+m×83		通院等乗降介助	1回につき	100	100	
					身体9生活1	4時間以上の身体介護に引き続き生活援助をする場合	584+m×83+n×83						
2006年4月	身体介護 1	30分未満の身体介護	231	231	身体3生活2	2時間以上2時間半未満のうち1時間半未満が身体介護	584+2×83	750	身体介護 6	2時間半以上3時間未満の身体介護	833	833	m：身体介護1時間以上1時間半未満から30分を増すごとのきざみ数
	身体1生活1	30分以上1時間未満のうち30分未満が身体介護	231+1×83	314	身体3生活2	2時間半以上のうち1時間半未満が身体介護	584+3×83	833	身体6生活1	3時間以上3時間半未満のうち3時間未満が身体介護	833+1×83	916	
	身体1生活2	1時間以上1時間半未満のうち30分未満が身体介護	231+2×83	397	身体介護 4	1時間半以上2時間未満の身体介護	667	667	〈省 略〉	⋮	⋮	⋮	
	身体1生活3	1時間半以上2時間未満のうち30分未満が身体介護	231+3×83	480	身体4生活1	2時間以上2時間半未満のうち2時間半未満が身体介護	667+1×83	750	身体介護 8	3時間半以上4時間未満の身体介護	999	999	
	身体介護 2	1時間以上1時間半未満の身体介護	402	402	身体4生活2	2時間半以上3時間未満のうち2時間未満が身体介護	667+2×83	833	身体8生活1	4時間以上4時間半未満の訪問介護のうち4時間未満が身体介護	999+83	1082	
	身体2生活1	1時間以上1時間半未満のうち1時間未満が身体介護	402+1×83	485	身体4生活3	3時間以上の訪問介護のうち2時間未満が身体介護	667+3×83	916	身体8生活2	4時間半以上5時間未満のうち4時間未満が身体介護	999+2×83	1165	
	身体2生活2	1時間半以上2時間未満のうち1時間未満が身体介護	402+2×83	568	身体介護 5	2時間以上2時間半未満の身体介護	750	750	身体8生活3	5時間以上のうち4時間未満が身体介護	999+3×83	1248	
	身体2生活3	2時間以上のうち1時間未満が身体介護	402+3×83	651	身体5生活1	2時間半以上3時間未満のうち2時間半未満が身体介護	750+1×83	833	生活援助 2	30分以上1時間未満	208	208	
	身体介護 3	1時間以上1時間半未満の身体介護	584	584	身体5生活2	3時間以上3時間半未満のうち2時間半未満が身体介護	750+2×83	916	生活援助 3	1時間以上	291	291	
	身体3生活1	1時間半以上2時間未満のうち1時間半未満が身体介護	584+1×83	667	身体5生活3	3時間半以上のうち2時間半未満が身体介護	750+3×83	999	通院等乗降介助	1回につき	100	100	

身体介護1（30分未満の身体介護）は、210単位から231単位にアップしていますが、それ以外は身体介護2、3ともに同額の単位数で推移しています。
身体介護4以降については、身体介護219単位をなくし、全て家事援助の83単位の加算に変更しています。従って、身体介護8についてみると、2000年4月時は最大3時間以上4時間未満まで身体介護（1679単位）を認めていますが、2003年、2006年には999単位となりました。2006年の999単位は、身体介護8だけではなく、身体5に生活3、身体6に生活2、身体7に生活1のいずれの場合にも適用され、身体介護と生活援助の単位があいまいになりました。



この表をご覧いただいただけで、訪問介護のサービス内容が非常に細分化されていると思われることでしょう。これはいわば中区分で、それぞれのサービス内容は、時間帯（夜朝・深夜）、資格（ヘルパー3級の場合の減額）等の小区分が11項目に細分化されています。この項目に沿ってケアプランをたて、ケアプランに基づいて訪問介護を行い、その実績に基づく単位数を国民健康保険団体連合会に請求し、報酬を得る仕組みになっています。
保険制度である以上、こうした細かな仕組みにせざるをえないかも知れませんが、そのために直接援助にかかわるヘルパーさんの仕事（＝利用者への援助）を制約しているともいえます。このほかにサービスの内容について同居人の有無やご本人の状態により適・不適の指導が厳しくなっています。働く人々もサービスを利用する人々も保険制度の枠にしばられ、仕事の創造性や生活の喜びは失われてしまいます。介護を必要とする高齢者を支えるヘルパーさんの仕事は、もっとシンプルな制度のもとでご本人のその日の状況に即したサービス提供が可能な仕組みにできないのでしょうか。みなさまはいかがお考えでしょうか？